

福祉用具貸与及び販売事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 クリエーティブカミヤ株式会社が開設するクリエイティブカミヤ名古屋支店（以下「事業所」という。）が行う福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具或いは特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与或いは特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。また、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具或いは特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与或いは特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能維持又は改善を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 クリエーティブカミヤ名古屋支店
- (2) 所在地 名古屋市西区枇杷島五丁目21番28号 西WELL'S21 1階1号室

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 福祉用具専門相談員 2名以上（常勤換算）
福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画、介護予防福祉用具貸与計画、特定福祉用具販売計画、又は特定介護予防福祉用具販売計画の作成・変更等を行い、サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8:30～17:30 とする。

(事業の提供方法、取り扱う種目)

第6条 事業の提供方法は、次のとおりとする。

福祉用具、特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（以下、「福祉用具等」という。）が適切に選定され、かつ使用されるよう、福祉用具専門相談員が専門的知識に基づき相談に応じるとともに、カタログ等を示して福祉用具等の機能、使用方法、福祉用具の利用料或いは特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具の販売費用の額等に関する情報（福祉用具の貸与については、全国平均貸与価格や、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を含む。）を提供する。

貸与又は販売する福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

利用者の身体状況等に応じて福祉用具等の調整を行うとともに、当該福祉用具等の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具等を使用いただきながら使用方法の指導を行う。

- 2 取り扱う種目は、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与にあつては、厚生労働大臣の定める全種目とする。
特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売にあつては、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器、スロープ、歩行器、歩行補助つえとする。

(利用料又は販売費用の額、その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料又は販売費用の額は、カタログのとおりとする。

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。利用料金は1ヶ月単位とし、16日以降の契約の場合は半額とする。ただし、レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額とする。

また、終了、解約が15日以前の場合は、当該月の利用料金は半額とする。

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、事業所が受領委任払い制度の登録事業所である場合は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とし、登録事業所でない場合は、いったん購入費全額（償還払い方式）とする。（償還払い方式の手続きについては、事業所にお問い合わせください。）

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり30円を徴収する。
- 3 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、愛知県全域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後6か月以内 |
| (2) 継続研修 | 年1回 |

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 常に清潔な福祉用具の貸与に供する為、福祉用具消毒及び保管を下記の委託先が行う。
なお、福祉用具の消毒・保管等の委託先については、次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社日本ケアサプライ |
| 事業所所在地 | 東京都港区芝大門一丁目1番30号 |

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はクリエイティブカミヤ株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。